

## 生目台地域まちづくり推進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、生目台地域まちづくり推進委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、生目台地域自治区地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活動組織として、地域協議会の決定に基づき、地域の各団体及び地域住民の協力を得て、自らが住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(活動区域)

第3条 本会の活動区域は、生目台地域自治区の区域内（以下「地域」という。）とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、宮崎市生目台東4丁目6番地2 生目台地区交流センター内に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の部会を設置し活動を行う。

部会名	活動内容
(1) 安心安全環境部会	防犯、防災、環境保全活動
(2) 福祉部会	地域福祉活動
(3) 健康増進部会	健康増進を通じた地域再生活動
(4) 青少年育成部会	青少年健全育成活動

(5) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第6条 本会は、地域に住所を有し、まちづくり活動に参加、協力する各種団体及び個人で組織する。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員を選任は、次のように選出する。

- (1) 会長、副会長、書記、会計は、部会長及び副部会長の互選により選出する。
- (2) 監事は、地域協議会から推薦のあった地域協議会委員とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し会長を兼務する。
- (3) 会計は、本会の会計業務を総括し決算を報告するとともに、事務局会計の相談役を兼任する。
- (4) 書記は、本会の会議録を調整する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(組織及び会議)

第10条 本会の組織は、総会、役員会、部会とする。

(総会)

第11条 総会は、部会から選出された40名以内の代議員で構成し、年1回の定期総会と必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会の開催は、3分の2以上の出席（委任状提出を含む）で成立し、議決は過半数以上の承認を得なければならない。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 地域コミュニティ活動交付金などの事業報告に関する事項

(2) 決算に関する事項

(3) その他、本会の運営に関し、必要と認められる事項

4 この規約を変更するには、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

5 この会を解散する場合は、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項について議決する。

(1) 地域コミュニティ活動交付金などの事業計画、予算に関すること

(2) 部会の事業の執行に関すること

(3) 事務局の運営に関すること

(部会)

第13条 部会は、各担当団体の役員及び応募した住民で構成する。

2 部会に部会長1名、副部会長1名、書記を1名置く。

3 部会は、必要に応じて部会長が招集し、第5条に定められた事業の計画、立案、実行及び実行委員会の発足、運営を行う。

(事務局職員)

第14条 本会の庶務を総括するため、事務局職員3名を雇用する。

2 事務局職員の任用については、別途に定めるものとする。

(会費)

第15条 本会の活動に要する費用は、地域コミュニティ活動交付金、寄付金及び他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成22年6月1日から施行する。

2 第17条の規定に係らず、平成22年度の会計は、平成22年6月1日に始まり、平成23年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成30年4月7日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年4月11日から施行する。

付 則

1 この規約は、令和3年4月10日から施行する。